

# 業務委託設計書

設計	検算	検算	照合	課長補佐	課長

第	号								
令和 7 年度	一般 一般会計	款 土 木 費	項 公園墓園	目 公園墓園維持費	所属 西区維持管理課	設計 6.12	提出 7.1	業務委託 請 負 一般入札 随意契約	
委託金額 金 円		業務名称 区内公園樹その他保守管理業務（その1）			履行場所 西区大宮一丁目ほか		工期 日間 契約締結の日から令和7年11月28日まで		
<p>施行理由</p> <p>本業務は、公園樹その他の樹木等の適正な育成を図るための保守管理を行うものである。</p>									
<p>設計概要</p> <p style="text-align: center;">樹木せん定・除草 1式</p>									

委託金額 金	業務委託名 西区内公園樹その他保守管理業務(その1)
-----------	-------------------------------

(甲) 内 訳

工 種・名 称	種 別	形状・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	適 要
樹木せん定・除草			式	1.000			第 1 号明細表参照
処分費			式	1.000			第 2 号明細表参照
直接業務費計							
共通仮設							
共通仮設費							
共通仮設費(率分)			式	1.000			
純業務費計							
現場管理費			式	1.000			
業務原価計							



## 第 1 号

## 樹木せん定・除草

## 明 細 表

内 訳							
工 種・名 称	種 別	形状・寸法	単 位	数 量	単 価	金 額	適 要
樹木剪定	フジ	夏季	m <sup>2</sup>	551.0			剪定(B) 共通代価表第10208号
樹木剪定	フジ	冬季	m <sup>2</sup>	551.0			剪定(B) 共通代価表第10209号
樹木剪定	カイズカイブキ		本	11.0			剪定(C) 共通代価表第10204号
樹木剪定	低木寄植	1回目	m <sup>2</sup>	4,075.0			剪定(D)(D 2)(E)(E 2) 共通代価表第10101号
樹木剪定	低木寄植	2回目	m <sup>2</sup>	299.0			剪定(E 2) 共通代価表第10102号
樹木剪定	生垣	1回目	m	851.0			剪定(F)(F 2) 共通代価表第10212号
樹木剪定	生垣	2回目	m	253.0			剪定(F 2) 共通代価表第10212号 *1/3
高木冬季剪定	C=60~120cm		本	13.0			共通代価表第10302号
高木冬季剪定	C=120~180cm		本	4.0			共通代価表第10303号
高木冬季剪定	C=180~240cm		本	1.0			共通代価表第10304号
除草	肩掛式	年3回	m <sup>2</sup>	5,349.0			共通代価表第40201号
除草	手刈り	年3回	m <sup>2</sup>	1,002.0			共通代価表第40102号
除草	肩掛式 (ロープ足場)	雑木除去含む 年3回	m <sup>2</sup>	843.0			共通代価表第40204号
除草	雑草刈 (ハンドガシ式+肩掛式)	年3回	m <sup>2</sup>	23,262.0			共通代価表第40203号
除草	芝草刈 (ハンドガシ式+肩掛式)	年3回	m <sup>2</sup>	15,117.0			共通代価表第40203号





西区内公園樹その他保守管理業務(その1) 数量内訳表

区 分	種 別		数 量 (A)	回数(B)	年間管理数量(A×B)	備 考
除 草	肩掛式	年3回	1,783 m <sup>2</sup>	3	5,349 m <sup>2</sup>	法面
	手刈り	年3回	334 m <sup>2</sup>	3	1,002 m <sup>2</sup>	
	肩掛式(ロープ足場)	年3回	281 m <sup>2</sup>	3	843 m <sup>2</sup>	
	雑草刈	年3回	7,754 m <sup>2</sup>	3	23,262 m <sup>2</sup>	平地
	芝草刈	年3回	5,039 m <sup>2</sup>	3	15,117 m <sup>2</sup>	
	手抜き	年3回	4,407 m <sup>2</sup>	3	13,221 m <sup>2</sup>	植栽地
樹木剪定	フジ	夏季	551 m <sup>2</sup>	1	551 m <sup>2</sup>	剪定(B)
	フジ	冬季	551 m <sup>2</sup>	1	551 m <sup>2</sup>	剪定(B)
	カイズカイブキ		11 本	1	11 本	剪定(C)
	低 木	1回目	4,075 m <sup>2</sup>	1	4,075 m <sup>2</sup>	剪定(D)(D 2)(E)(E 2)
		2回目	299 m <sup>2</sup>	1	299 m <sup>2</sup>	剪定((E 2)
	生 垣	1回目	851 m	1	851 m	剪定(F)(F 2)
		2回目	253 m	1	253 m	剪定(F 2)
	高木冬季剪定	C=60~120cm		13 本	1	13 本
C=120~180cm			4 本	1	4 本	
C=180~240cm			1 本	1	1 本	

西区内公園樹その他保守管理業務（その1）

番号	公園名	除 草 (㎡)					樹 木 剪 定										高木冬季剪定 (G)				備 考	
		法 面		平 地	植栽地	剪定(A) マン	剪定(B) フジ	剪定(C) ハイグ'カイキ	剪定(D) ヒト'等	剪定(D2) クチナシ	剪定(E) サゴジュ	剪定(E2) アベリア	剪定(F) ハイギ'モクセイ	剪定(F2) トウカエデ	C=60~120		C=120~180		C=180~240			
		肩掛け	手刈り	ロープ足場	雑草刈										芝草刈	手抜き	(本)	(本)		(本)		(本)
1	大宮第一公園				(101)	(67)															報奨金制度で雑草刈・手抜除草を控除	
2	大宮第二公園								36												報奨金制度で雑草刈・手抜除草を控除	
3	大芝公園				1677	(98.32)				ヒラドツツジ 84	クチナシ 2	サゴジュ 2 トベラ 5 コノテガシワ 6	2	2	42	48	5	1	1		報奨金制度で雑草刈・手抜除草を控除	
4	大芝第一公園					(201)				ヒラドツツジ 35				アベリア 41	29	15					報奨金制度で雑草刈・手抜除草を控除	
5	大芝第二公園				30	31				ヒラドツツジ 31		キンモクセイ 4										
6	三篠北町公園				(4)	(22)			34	1	ヒラドツツジ 13	サゴジュ 10 ハイギ'モクセイ 64	4	41	4						報奨金制度で雑草刈・手抜除草を控除	
7	三滝公園				(25)	(24)				ヒラドツツジ 27 ツバキ 2				アベリア 20							報奨金制度で雑草刈・手抜除草を控除	
8	陵北公園	50 (南西)			(122)	(167)				4	ヒラドツツジ 20 シャリンバイ 40	サゴジュ 80 マサキ 10 コデマリ 15		22							報奨金制度で雑草刈・手抜除草を控除	
9	三篠町公園				(73)	8 (111)				40	ヒラドツツジ 33 サザンカ 5 ジンチョウゲ 4 シャリンバイ 5 トベラ 5										報奨金制度で雑草刈・手抜除草を控除	
10	打越公園				767	4				40	2	ヒラドツツジ 25	サゴジュ 6 ヒイラギ 50									
11	横川第一公園				93	(53)				40		サゴジュ 1 キンモクセイ 1									報奨金制度で雑草刈・手抜除草を控除	
12	横川第二公園				370	4				36		ヒラドツツジ 1 サザンカ 2	31	56								
13	中広河岸公園				(190)	(57)						ヒラドツツジ 21 シャリンバイ 8									報奨金制度で雑草刈・手抜除草を控除	
14	中広第一公園				246	20				40		ヒラドツツジ 9 シャリンバイ 11										
15	中広第二公園				(30)	(8)						ハイギ'モクセイ 31 サゴジュ 20	アベリア 5								報奨金制度で雑草刈・手抜除草を控除	
16	中広第三公園				105	(33)				35		ヒラドツツジ 4 ジンチョウゲ 1	ハマヒサカキ 8	アベリア 3							報奨金制度で雑草刈・手抜除草を控除	
17	小河内町公園					12											3	1	3	1		
18	天満公園				149	300																
19	都町公園				19																	
20	観音公園									30	3	ヒイラギ 15	7								報奨金制度で雑草刈・手抜除草を控除	
小 計		50			3,456	8	371		366	10	425	2	402	199	139			9		4	1	

は、報奨金制度を適用するため本業務作業対象から除外



## 仕 様 書

本業務は、公園緑地等維持管理標準仕様書（令和7年1月改訂（平成23年1月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること。

# 特記仕様書

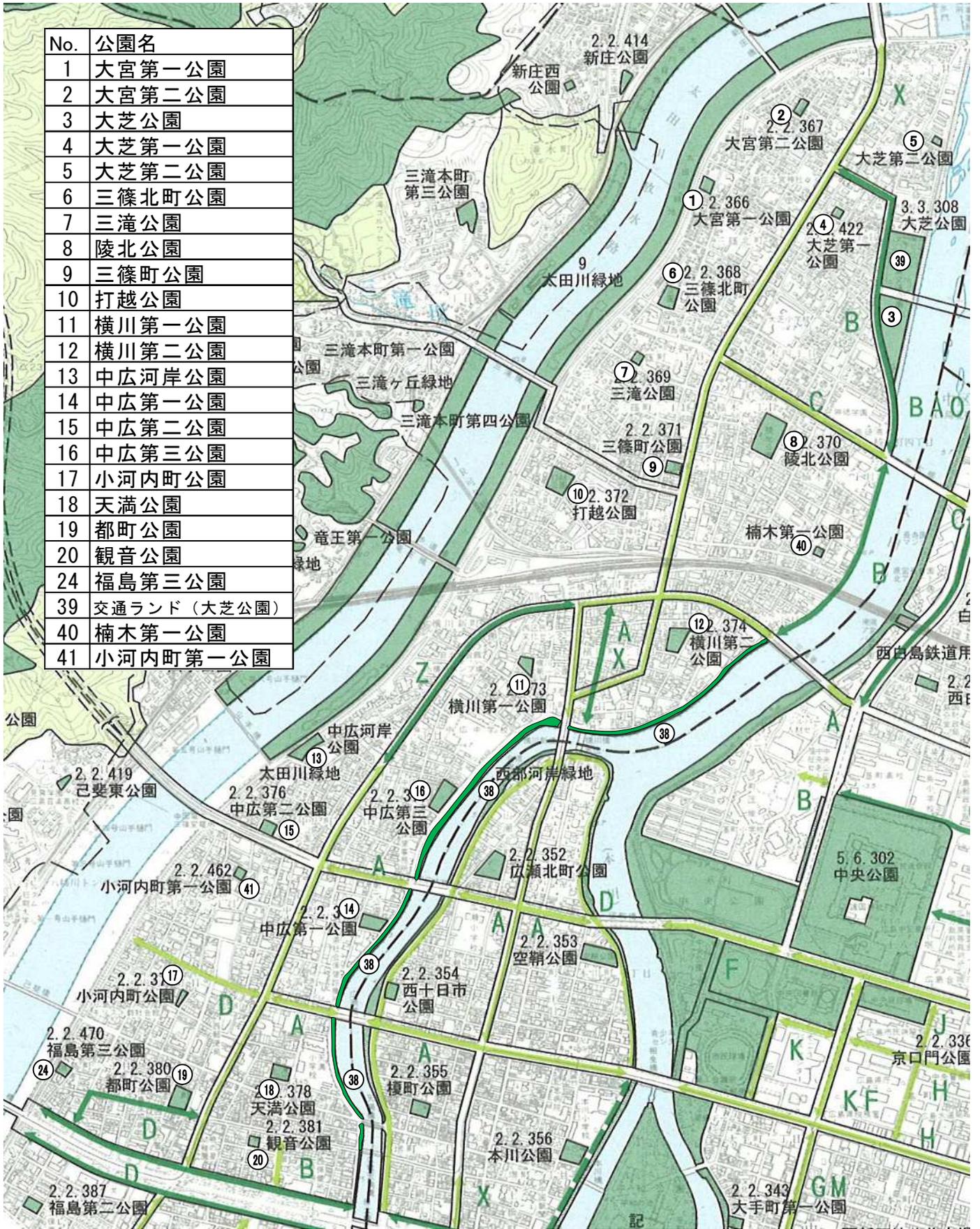
- 1 本特記仕様書は、西区内公園樹その他保守管理業務（その1）（以下「業務」という。）に適用する。
  - 2 本業務の実施区域は、別紙位置図のとおりとする。
  - 3 作業週報（本市所定の様式）については、必ず、作業前に提出すること。なお、未提出での作業を行った場合は、作業中止等の措置を行うことがある。
  - 4 本業務の実施に当たっては、契約書中に示された作業実施時期に基づき契約後に作成・提出する実施工程表のとおり実施すること。なお、実施工程表は、発注者に提出する実施計画書に添付すること。ただし、天候、地元要望等により、やむを得ず各作業の開始・完了時期の変更が生じる場合は、発注者と受注者で協議の上、実施計画書を変更するものとする。
- 5 留意事項
- (1) 処分
    - せん定枝葉については、原則として以下のように処分することとするが、諸事情により以下の処分先における処分が困難である場合は、他の処分先への搬入に関して発注者と協議した上で、その結果に従い適正に処分すること。
      - ア 高木せん定枝葉  
産業廃棄物処分業の中間処理の許可を有する再資源化施設に搬入すること。
      - イ 中低木をせん定した枝葉及び除草作業により刈り取った草  
広島市ごみ焼却工場へ搬入すること。
  - (2) 除草
    - 樹木の周囲や中低木の中の除草は、樹木を傷つけないよう動力草刈機を用いないこととし、地際から手抜きによる抜根除草を行うとともに実生苗の除去も行うこと。
- 6 本業務の実施に当たっては、造園施工管理技士の資格を有する者又は建設業法第7条第2号イ又はロに該当する者（造園工事に限る。）を現場責任者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）として配置すること。
  - 7 職業能力開発促進法による1級又は2級造園技能士の資格を有する者（直接的な雇用関係にあるものに限る。）は、せん定作業中常時、作業又は現場において適正なせん定を行うようせん定方法等の指導にあたること。
    - なお、せん定作業中においては、造園技能士であることが確認できるよう名札等を着用すること。

- 8 業務実施中は、必ず作業中である旨を示す看板を掲げること。また、看板は出来るだけ、歩行者等から見やすい位置に配置すること。
- 9 業務中においては、トラック等の作業車や作業員のヘルメットに受注者（下請け作業については下請業者）の会社名を表示すること。
- 10 早朝・夜間（8時から17時までの時間帯以外）や休日（官公庁の休日）に作業する場合は、事前に業務打合せ簿を提出し、発注者の承諾を得ること。  
ただし、原則として日曜日・祝日の作業は認めない。
- 11 報告事項
  - (1) 受注者は、契約後直ちに、また、必要に応じて標準仕様書で指示する書類を提出すること。
  - (2) 受注者は、工程表で示す作業期間の最終月の業務完了後14日以内（閉庁日含む。）に、所定の業務実施報告書に作業日誌及び作業記録写真帳を添えて、発注者に提出し、検査を受けるものとする。なお、作業日誌は、次の事項が確認できるものとすること。
    - ① 業務名      ② 作業日      ③ 天候      ④ 就労人数      ⑤ 現場責任者
    - ⑥ 作業日に現場に配置した有資格者      ⑦ 作業数量
- 12 本特記仕様書に定められていない事項は、発注者と協議のうえこれを定めるものとする。



西区内公園樹その他保守管理業務(その1) 位置図【No.1】

No.	公園名
1	大宮第一公園
2	大宮第二公園
3	大芝公園
4	大芝第一公園
5	大芝第二公園
6	三篠北町公園
7	三滝公園
8	陵北公園
9	三篠町公園
10	打越公園
11	横川第一公園
12	横川第二公園
13	中広河岸公園
14	中広第一公園
15	中広第二公園
16	中広第三公園
17	小河内町公園
18	天満公園
19	都町公園
20	観音公園
24	福島第三公園
39	交通ランド(大芝公園)
40	楠木第一公園
41	小河内町第一公園



# 西区内公園樹その他保守管理業務(その1) 位置図【No.2】

